

# 学校の部活動に係る活動方針

はじめに

部活動の意義及び昨今の取り巻く状況

少子化が進み、また学校教育の質をさらに高め教員の健康を守るために学校の働き方改革を進めていく必要がある中、生徒の興味関心に応じてスポーツ等の機会を提供するという学校の部活動が担ってきた役割を、引き続き学校が担っていくことは今後困難であり、持続可能ではない状況にある。そのため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において議論している、学校の運動部活動を段階的に休日から持続可能な地域主体の活動に移行することは、将来にわたって生徒にスポーツ等の機会を確保していくために、必要なことである。本校の部活動運営についても近い将来には現在の学校での部活動を地域等へ移行していくことも、現状及び今後の状況を鑑み検討していくべきである。

※「運動部活動の地域移行に関する検討会議」2021、スポーツ庁作成**運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）2017参照**

## 1. 学校経営にかかる共通確認事項

学校教育目標や校訓等に基づく目指す生徒像【誰かの笑顔のために気づき考え行動する生徒】の育成を図り、地域に愛され、地域貢献できる人材育成を図る事が本校の部活動運営基盤である。

## 2. 部活動の考え方

本校の運動部、文化系部、同好会、地域のスポーツクラブ等地域活動も大義的に捉える。（本校生徒が活躍している場面を重要視する）ただし顧問会の摘要は当面校内の部活動のみとする。

## 3. 部活動等の良い点と課題点

### (1) 良い点

- ①運動部活動は、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を支えてきた。
- ②体力や技能の向上を図る以外に、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が大きい。

### (2)

少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけで解決することができない課題も増え、運動部活動に関しても従前同様の体制では維持が難しく、学校や地域によっては存続の危機にある。

## 4. 城北中部活動の基本方針について

将来において、生徒が各自のニーズに合ったスポーツや文化活動を行うことができ、生涯に渡りスポーツや文化に親しむ基盤として部活動を持続可能なものとするためには、部活動の在り方の抜本的な改革に取り組む準備をしておく。

## 5. 部活動の意義

部活動は生徒の健全育成の立場から、学校教育において重要であるとの職員の共通認識のもと、生徒の自発的・自主的活動を伸ばす機会ととらえる。

## 6. 部活動のねらい

### (1) 自主・自立、友愛、協力の精神を養う

集団の中で、リーダーシップ、フォローシップ、フレンドシップ、奉仕と協調の精神を養う。

### (2) 体力・技術の向上

身体を鍛え、技能を磨くことにより、心身の健全な成長を目指す。

### (3) 自己の伸長

- ・人との関わりの中で自己の特性を知り、よい面や得意な面を伸ばす。
- ・健全な趣味、特技を育て、余暇を有意義に活用できる知識・技能・習慣を身に付けさせる。

## 7. 基本方針

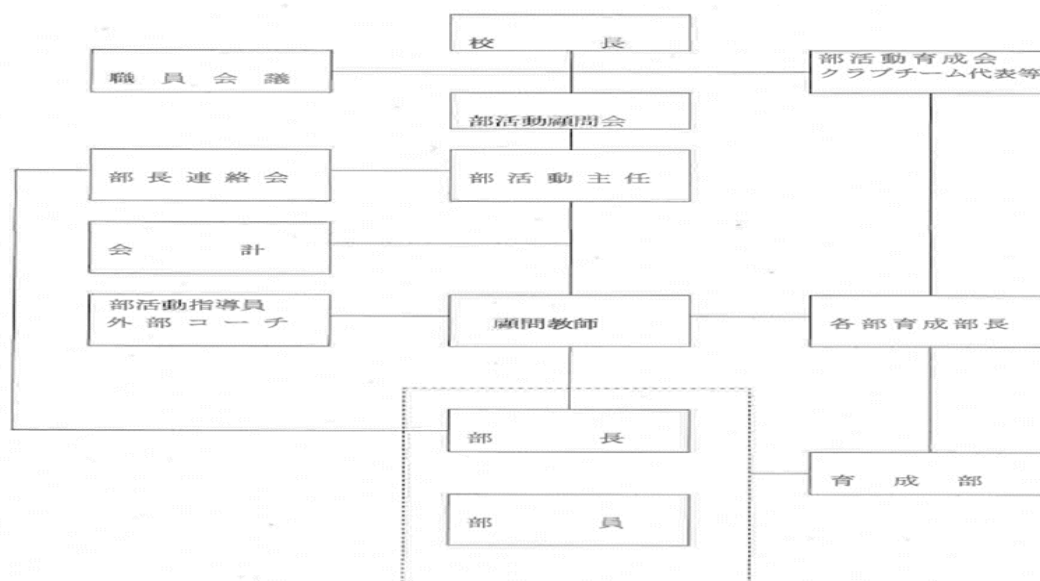
- (1) 部活動は教育課程外の活動ではあるが、部活動のねらいを達成するため、職員の共通理解のもと、協働体制で指導するものとする。
- (2) 部員・保護者・指導教師・部活動指導員及びコーチ・学級担任が連携して協働体制を確立し、指導にあたる。
- (3) 安全面での配慮事項（生徒の体調・登下校時間の厳守）を最優先し、事故や事件の防止に努める。原則として顧問がつかない場合は活動停止とする。
- (4) 部活動を通して社会性（言葉遣い、エチケット、公衆道徳等）を身につけさせ、他の生徒の模範となるよう指導する
- (5) 陸上・駅伝の取り組みは原則全教師で対応するが、諸事情で陸上・駅伝の取り組みが一部教師への負担が大きいと判断される場合は、当該教師の陸上、駅伝練習期間中の負担軽減を図るものとする。
- (6) 予め、本校未設置の部活動の競技引率は顧問以外の職員を割り当てる。この場合、担当職員は部活動顧問とはしないものとする。

## 8. 部活動編成の手順

- ① 部活動計画の立案・決定（部顧問会→職員会議→校長）  
↓
- ② 顧問教師の決定  
↓
- ③ 入部希望者予備調査  
↓
- ④ 「入部許可願い書」の提出。（部活動結成会において保護者から顧問へ提出する。生徒だけの提出は認めない）  
↓
- ⑤ 活動方針や活動内容についての三者（顧問教師・保護者・生徒）の話し合い。  
↓
- ⑥ 入部の意志を顧問教師が確認し、校長が許可する。

## 9. 部活動の組織

城北中学校部活動組織図



(1) 今年活動する部は次の通りとする。

○部活動

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| ①野球       | ②女子ソフトボール | ③サッカー     |
| ④男子バスケット  | ⑤女子バスケット  | ⑥男子バレーボール |
| ⑦女子バレーボール | ⑧硬式テニス    | ⑨女子ソフトテニス |
| ⑩剣道部      | ⑪男子バドミントン | ⑫女子バドミントン |
| ⑬吹奏楽      |           |           |

○同好会

- ①美術 ②軽音

※登録メンバーが足りていない部活動は、他の部員の協力を得て、特定の大会に出場することができる。(ただし、部費は1部活のみでよい)

※陸上や駅伝及び、上記以外の競技については、全校生徒対象に呼びかけて活動する。

※同好会は部費の徴収はしない。(コンクール参加料等、必要な分だけその都度徴収する)また同好会と部活動のかけ持ちを可とする。

(2) 部活動顧問及び副顧問の役割

部の顧問・副顧問は本校職員で当たり、学校長が依頼する。委託指導者(部活動指導員、外部コーチ)は、部活動顧問会で検討の上、校長が委嘱する。

①各競技大会における大会申し込みや監督会への参加及び大会の引率を行う。

②外部指導者と連携し、日常の練習計画及び技術指導を行う。

③保護者会との連携をとる。

④平日は顧問が生徒の管理や下校指導を行う。顧問が所用で不在の時は副顧問や他の教職員が生徒管理や下校指導を行う。

⑤土日の活動時間や場所については顧問教師が決定する。顧問教師が不在のとき外部指導者で下校させることができる。

⑥空手、水泳、卓球など設置外競技の大会引率については、副顧問に割り当てる。

(3) 部活動を円滑に行うために、次の係りおよび連絡会を設置する。

①教師の係

イ. 部活動主任      □. 会計      ハ. 各部活動顧問

②教師の連絡会

イ. 部活動顧問会      □. 部活動推進委員会

※部活動顧問会は、部活動運営に関するあらゆる問題について話し合う会で、全顧問が参加する。(原則として月1回、部に複数の顧問教師がいる場合、代表1人)

※部活動推進委員会を設け、校長・教頭・教務と部活動主任でこれを構成する。

※部活動顧問会での決定、確認事項は全職員で共通理解をする。

③生徒の係

・各部の部長・副部長

④部長連絡会(キャプテン会)

イ. 部長連絡会は、部活動でおきた様々な問題について、相互で解決できるように話し合う。

□. 部活動主任がその指導に当たる。

⑤保護者の係

・育成会会長      ・育成会副会長      ・各部育成部長

⑥部活動育成会

イ. 部活動育成会は、部活動運営に関するあらゆる問題について話し合う会で、各部育成部長が参加し、生徒の部活動における諸問題の解決を図る。

□. 各学期に1回必要に応じて開催する。

## 10. 部活動計画

### (1) 活動日

- ①学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(原則水曜日を休養日とし、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。)
- ②毎月第3日曜日は部活動を休みとする。(中体連決定事項)  
ただし、他の競技連盟(協会)等の大会が組まれることが予想されるので、保護者の承諾や校長の許可を得て考慮する。
- ③春・夏・冬期休業日は顧問連絡会をもって立案し、学校長の許可を受けて活動する。
- ④テスト1週間前の練習は原則として中止する。
- ⑤早朝練習は保護者、学校長の許可を受ければ顧問責任のもとで行うことができる。

### (2) 活動時間

- ①活動時間の終了は次の通りとする。  
総下校-18時00分
- ②活動の時間や場所は、学級活動や学校行事を最優先する。
- ③授業が午前中の時・・・その日の割り当て部を優先し、あとは申込み制とする。
- ④延長練習は大会の2週間前から(3月~10月・・・1時間以内、11月~2月・・・30分)とし、延長許可願いを校長に提出する。活動を行う場合は顧問教師の計画のもとで、保護者、学校長の許可を受け行う。

### (3) 部活動費

- ① 部活動費は、年額支払う  
ア. 費用・・・1・2年生 年額6,000円  
3年生 年額5,000円 (運営費及び製氷機運営代含む)  
イ. 納入日・・・部活動結成会の日に顧問教師に納入する。  
後日入部する生徒は顧問教師を通して会計へ納入する。  
ウ. 製氷機運営代として部員一人あたり(900)円を部費から徴収する。
- ②各種大会の参加費、チーム登録料は、PTA会費の予算の範囲内で補助を受ける。
- ③途中から入部する生徒に関しては、月割り等、部顧問に一任する。(協会登録料等があるため)
- ④ 途中退部等による返金はなしとする。

## 11. 部活動規則

生徒の自発的・自主的活動を通して自主的な生活態度を養うと共に社会性の育成と生徒の健康安全を図る目的で、部活動の基本方針をもとに、部活動規則を定める。

- (1) 部活動は顧問の指導計画の下、行われる。
- (2) 外部指導者を必要とするときは学校長の許可を得る。外部指導者とは那覇市教育委員会が委嘱した部活動指導員や校長が委嘱した外部指導者を指す。
- (3) 外部指導者は、学校の指導方針に基づいて指導にあたる。
- (4) 顧問教師が不在の場合、外部指導者が技術指導を行うことができる。ただし、練習計画等は部顧問の指示の下、行われるものとする。
- (5) 部活動顧問は外部指導者と、練習計画や健康安全に関する内容については密に連絡を取りながら部活動の指導にあたる。
- (6) テスト1週間前から活動は休みとする。  
ただし大会前の練習時間延長については学校長の許可を得る。
- (7) 長期休業中の活動・・・部活動顧問会を開き、計画表を提出する。  
顧問や副顧問、部活動指導員等指導者のつかない場合は活動を認めない。  
土曜・日曜日は原則として活動休止日とするが、指導者がつけば活動できる。
- (8) 顧問や副顧問、部活動指導員が不在で活動する場合は、顧問は他の部活動顧問に前もって連絡し許可を受ける。部長は部活動開始及び終了後は、許可を受けた部活動顧問にミーティングをお願いする。

- (9) 合宿を行うときは、顧問の責任のもと行う。また計画は保護者会と協力して立案し、学校長の許可を得る。
- (10) 生徒が校内の設備等を利用して自主練を行う場合、顧問か外部指導者、保護者の監督のもとで行なうものとする。
- (11) 各部に生徒の部長・副部長を置く。
- (12) 活動場所については部活動顧問で調整する。
- (13) 部員の資格・入退部・除名について
  - ①部員は城北中学校に在籍する生徒であること。
  - ②入部するときは保護者の同意を得て、入部希望書を提出し顧問の許可を受ける。
  - ③入部の許可を受けていない生徒については、仮入部とする。その際仮入部許可書を部活動顧問に提出する。
  - ④退部するときも②と同様に、保護者の同意を得て、顧問に退部届を提出して退部すること。
  - ⑤不祥事が発生した場合は、除名・退部の処分もあり得る。
- (14) 不祥事が発生した場合の活動停止・対外試合の出場停止処分等については、部顧問から部活動主任に報告する。部活動主任は部活動顧問会を招集し、協議した結果を校長に報告する。校長はそれを受けて最終判断をする。
- (15) 部室の管理及び営繕は、原則として各部顧問とその育成会で行う。

## 1 2. 部員の心得

- (1) 指導者の指導は素直に受ける。(知)
- (2) 朝の遅刻や下校時間に遅れることがないように活動時間を守る。
- (3) 部活動より、学級の仕事・学校行事を最優先し、他に迷惑をかけないようにする。  
 ※弁当を持参した場合、ゴミは必ず持ち帰る。  
 ※携帯電話の持ち込み、自転車、スリッパでの登校は禁止する。  
 ※部室の管理……顧問の責任のもと、部長・部員が協力して管理・整頓する。
- (4) 挨拶や他人を思いやる言動、やプラスの声かけ、行動を行う。(徳)
- (5) 基本的生活習慣を確立するよう心掛ける。(体)
- (6) 部活動以外にも自ら進んで働き粘り強く行動する。(意)
- (7) 動作を機敏にする。
- (8) 登下校は寄り道や買い食いはしない。
- (9) 必要以外の金銭は持たない。
- (10) 常に安全面に気を配って活動する。また、部活動にふさわしい服装で活動する

## 1 3. 事故発生時の処置

- (1) 傷害者に対して精神的な安堵感を与えると同時に誠意を持って迅速に事故処理にあたる。
- (2) 判断や処置については、細心の注意をはらって手早く処置し、その場で実施可能な応急処置は行う。
- (3) 傷害者の程度によっては、養護教諭・父母・校長その他関係者に連絡し、救急車を要請する等、治療処置の対策をとる。
- (4) 事故発生に関する状況をもとに、その問題点を明確にして、反省と改善について指導者の共通理解をはかり、今後同種の事故が発生しないように安全管理と対策を徹底する。
- (5) 事故処理に関することは、すみやかに校長、教頭へ連絡し、養護教諭の指導のもと措置をする。

## 14. 部の新設と廃部について

### (1) 部を新設するための基準

①新設を希望する生徒が複数名おり、指導者が（部活動指導員や外部コーチと担当教師）がいる。

### (2) 新設の手続き

①担当教師が部活動主任に申し出る。

②顧問連絡会で設置の目的が部活動の趣旨に添った適切なものであり、設置可能か（練習場・用具・その他）検討して学校長が承認する。

③校長の承諾を得て、校長から担当教師、指導者（地域の協力者）を委嘱する。但し1年間は同好会もしくは準部活動として活動する。

④全職員に報告する。

⑤同好会費が必要な場合は、保護者と協議する。

### (3) 廃部の基準

①年度内の活動が行われていない。

②2年連続、結成式の時点で新入部員がいない。

③人数が少なく、活動が厳しい状況にある。

④部活動指導員や外部コーチ、担当教師がいない。

### (4) 廃部の手続き

①(3)①～④にあてはまる場合、顧問から部活動主任に申し出る。

②部顧問連絡会で廃部が適切か検討し、学校長の決定で廃部とする。

③全職員に報告する。

## 15. 部活動期間

(1) 部活動の開始は、4月より次の年の3月までとする。

(2) 1年生の部活動体験期間について

①体験期間は2日間～部活動結成式までとする。

②活動内容や体験時間については顧問に一任する。

③生徒は事前に保護者の許可をもらい部活動体験申請書を担任へ提出し、担任から部顧問へ渡す。担任と顧問は部活動体験者を把握しておくこと。

④どの部活にも何回体験に行っても良い。

〈部活動に関する各種様式〉 Public→R6→部活動→各種様式

様式1 入部許可願

様式2 退部許可願

様式3 テスト期間中の部活動承諾書（顧問）

様式4 テスト期間中の活動承諾書（保護者）

様式5 部活動延長許可願（顧問）

様式6 部活動延長承諾書（保護者）

様式7 早朝許可願（顧問）

様式8 早朝練習承諾書（保護者）

様式9 仮入部許可願

様式10 部活動設置外種目大会参加申請書

様式11 部活動設置外種目大会参加許可書

## 部活動設置外種目大会参加に関する校内規約

### 1. 各種大会参加の意義

大会参加は、生徒の健全育成の立場から、学校教育において重要であるとの職員の共通認識のもと、生徒の自発的・自主的活動を伸ばす機会ととらえる。

### 2. 大会参加のねらい

(1) 自主・自立、友愛、協力の精神を養う

競技を通して、フレンドシップや奉仕と協調の精神を養う。

(2) 体力・技術の向上

身体を鍛え、技能を磨くことにより、心身の健全な成長を目指す。

(3) 自己の伸長

人との関わりの中で自己の特性を知り、よい面や得意な面を伸ばすとともに、健全な趣味、特技を育て、余暇を有意義に活用できる知識・技能・習慣を身に付けさせる。

### 3. 基本方針

(1) 部活動設置外種目の各種大会出場については、保護者は大会参加許可申請(様式1)、及び大会要項等を学校長へ提出する。

(2) 大会出場の許可や授業日の参加等、校長が生徒の教育活動の一環として有用との判断であれば、欠席扱いではなく、出席と同等の扱いとする。

(3) 教師の大会引率は、同条件を掲げている大会に限る。

(4) 大会参加手続きは保護者が行う。ただし、引率教師が手続きの一部を行うこともある。

(5) 大会参加は保護者同伴を条件とし、保護者の送迎による会場集合、会場解散とする。

(6) 大会参加に伴う、費用を保護者が負担とする。(協会主催等の大会は、登録費及び大会参加費等が必要となる場合があるので注意。)但し年1回限りPTAの補助対象とする。

(7) 大会参加条件に、審判員の割当がある場合は、有資格者等に依頼する。

(8) 大会引率は、教職員の了解を得て校長が依頼する。

### 4. 大会参加生徒条件

(1) 学校生活態度(学習態度、係活動等)がよく、校則違反がないこと。

(2) 各種クラブ、スクール、道場等の活動方針に従い、まじめに取り組んでいること。

(3) 体力(健康)や技術(種目によっては有段・級者)が、大会へ参加するレベルであること。

(4) 大会へ参加することで、健全な成長が見込めること。

(5) 可能な限り大会日が、学校の授業や行事と重なっていないことが望ましい。

(6) 部活動副顧問会において、引率教師が確保されることが望ましい。

(7) 大会参加手続き(参加費納入等)が済んでいること。

(8) 校長が参加を認めること。

### 5. 大会参加までの流れ

(1) **中体連主催大会 ※参加には引率教師が必要。**

① 部活動主任(大会要項を確認し保護者へ連絡)

↓

② 保護者(出場希望の場合、大会参加申請書〔様式1〕で部活動主任に申し込む)

↓

③ 部活動主任(部活動副顧問会で調整し引率教師を決定)

↓ ※ 引率可能な教師がいなければ大会出場は出来ない

④ 部活動主任(生徒、保護者へ引率の可否を連絡)

↓

⑤ 引率教師(生徒、保護者と大会参加について確認)

↓

⑥ 引率教師(参加申し込み書〔大会様式〕を作成し校長へ提出)

↓

⑦ 校長(出場許可の有無を総合的に判断し保護者へ通知※ 許可の場合様式2により通知)

↓

⑧ 引率教師(大会参加申し込み書を主催者へ提出)

↓

⑨ 引率教師(監督会又は対戦抽選会等へ参加する)

↓

⑩ 引率教師(生徒、保護者と大会参加について最終打ち合わせ)

↓

⑪ 大会当日(引率教師、生徒、保護者、打ち合わせ時間・場所に集合)

**(2) 協会等主催大会 ※教師の引率を条件としない大会は、以下の手順となる。**

- ① 保護者(大会要項を確認し部活動主任へ内容を連絡)  
↓
- ② 保護者(出場希望の場合、大会参加申請書〔様式1〕様式で申し込む)  
↓
- ③ 保護者(大会参加申し込み書〔大会様式〕を作成し提出)  
↓
- ④ 保護者(参加費等の支払い・スポーツ保険等加入)  
↓
- ⑤ 大会当日(生徒、保護者、打ち合わせ時間・場所に集合)

**6. 大会参加生徒の心得**

- (1) 会場で何らかの理由でその場を離れるときは、指導者や保護者の許可を得る。
  - (2) 常に安全面に気をつけて行動する。
  - (3) 大会会場では、礼儀正しく行動する。
  - (4) 集合時間を守る。
  - (5) 活動時には、常に中学生としてふさわしい服装で活動する。
  - (6) 常に城北中学校の生徒としての誇りと自信を持って行動する。
- 自主的・意欲的・積極的・創造的な行動に努める。

**7. 事故発生時の処置**

正式な部活動でないため、一部の大会を除き学校保険が適応されない場合もある。保護者は事前に適応の可否を学校へ確認し、学校保険適応外であれば、個人でスポーツ保険をかけることが望ましい。基本的に大会でのけが等については、任意の参加であるため自己責任となる。

- (1) ケガ等の処置判断は保護者が行い、その場で可能な応急処置があれば行う。
- (2) ケガ等の程度によっては、保護者と引率教師で判断し、大会主催者(大会本部)に速やかに報告する。必要に応じ救急車要請を行う。
- (3) ケガ等の程度によっては、対応が済み落ち着いた時点で、事故の発生状況及び程度、処置に関し校長又は教頭へ連絡する。
- (4) 保護者は、後日、事故発生に関する状況及び処置について、本校養護教諭に連絡・報告する。
- (5) 学校保健の対象となる場合、事故報告等の様式を作成し提出するため、保護者は本校養護教諭と確認をとる。
- (6) 学校保健対象外の場合、個人で加入したスポーツ保険等の請求手続を保護者で取ること。学校が作成する書類等があれば、学級担任等を通して連絡すること。

**8. 保護者の責任**

**(1) 健康について**

- ① 大会前日は、夜ふかしさせず早めに寝かせ、睡眠時間を充分にとらせる。
  - ② 大会当日の事前体調チェックを必ず行う。(検温等)
  - ③ 体調が悪かったり、発熱等がある場合は無理をせず、引率教師に電話連絡をすること。※場合によっては、大会出場を辞退する。
- (2) 会場までの送迎及び付き添いについて**
- ① 保護者の責任で会場までの送迎を行う。
  - ② 原則として、大会中保護者は生徒に付き添う。一時的に会場を離れるときは、引率教師の了承を得ること。
- (3) その他**
- ① 大会参加条件に、審判又は役員割当がある場合は保護者で対応する。
  - ② 当日の服装や試合着、身なり持ち物等全般について、城北中学生としてふさわしい事を基準とする。
  - ③ 飲み物や昼食等の準備、及び熱中症対策等。